

分科会の設置について

平成 31 年 2 月 26 日

移動等円滑化評価会議決定

1 地域分科会の設置

(1) 地域における移動等円滑化の進展状況を把握し、及び評価するため、以下の分科会を設置する。

- ・ 北海道分科会
- ・ 東北分科会
- ・ 関東分科会
- ・ 北陸信越分科会
- ・ 中部分科会
- ・ 近畿分科会
- ・ 中国分科会
- ・ 四国分科会
- ・ 九州分科会
- ・ 沖縄分科会

(2) 各地域分科会の庶務は、必要に応じて関係機関の協力を得て、各地域の地方運輸局交通政策部及び地方整備局企画部（北海道分科会においては北海道開発局開発監理部）において処理する。ただし、沖縄分科会の庶務は、内閣府沖縄総合事務局運輸部及び開発建設部において処理する。

(3) 各地域分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。